

2024年3月改訂

少年用

あなたの不安に答える

弁護士からのアドバイス



広島弁護士会

刑事弁護センター委員会

子どもの権利委員会

# ● も く じ ●

いま、あなたは…… P 1

これから、あなたはどうなるのでしょうか P 2

しょうねん じ けん て つぎ なが  
少年事件の<sup>て</sup>手続の<sup>なが</sup>流れ P 5

いま、あなたができることは P 6

これから、あなたができること P 8

べん ご し たの かた  
弁護士の<sup>べん</sup>頼み方 P 9

あなたの<sup>ぎもん</sup>疑問に<sup>こた</sup>答える Q & A P10

## いま、あなたは……

いま、あなたは、<sup>ひこう</sup>非行をおかしたとの<sup>うたが</sup>疑い（<sup>けん</sup>嫌疑）で、<sup>けいじ</sup>刑事さん（<sup>けいさつかん</sup>警察官）、<sup>けんじ</sup>検事さん（<sup>けんさつかん</sup>検察官）の<sup>しら</sup>調べを<sup>う</sup>受けています。

あなたが<sup>なに</sup>何を<sup>うたが</sup>したと<sup>うたが</sup>疑われているかは、<sup>けいじ</sup>刑事さんからすでに<sup>き</sup>聞いて<sup>おも</sup>いると思います。その<sup>うたが</sup>疑いが<sup>ほんとう</sup>本当なら、あなたが<sup>じんせい</sup>これからの<sup>あやま</sup>人生を<sup>い</sup>過ちなく生きていくために、どのような<sup>しよぶん</sup>処分が<sup>き</sup>よいか<sup>き</sup>決めていくことになります。

もし、<sup>うたが</sup>疑いが<sup>まちが</sup>間違いなら、つまり、あなたがやってもいないことを、<sup>うたが</sup>やったと<sup>うたが</sup>疑われているのなら、あなたは<sup>うたが</sup>その<sup>は</sup>疑いを<sup>は</sup>晴らさなくてはなりません。



# これから、あなたは どうなるのでしょうか

## 1 あなたの処分をきめるのは誰でしょうか。

あなたが疑いをかけられている事件は、もうしばらくすれば家庭裁判所に送られます。あなたの処分は、家庭裁判所の裁判官が決めることになります。

## 2 では、あなたはどのような処分をうけるのでしょうか。

それは、これからあなたに対するいろんな調査をして決めています。いまここでは予想できません。

家庭裁判所が決める処分には、次のようなものがあります。内容がよく分からないときは、弁護士に聞いてみてください。

不処分 ……家庭裁判所の手続の中で指導を受けて、審判を受けるけれども、その後の処分はしない。

保護観察 ……家庭に戻れるかわりに、あなたの生活を監督する人を頼みます。

児童自立支援施設送致 ……児童自立支援施設で生活します。施設では、寮で職員の先生と生活を一緒にする中で、いろいろな指導を受けることになります。

試験観察 ……裁判官が、結論をすぐには出さずに、家庭裁判所の手続の中で、しばらくあなたの生活態度を見てから処分を決めることもあります。

しょうねんいんそう ち …… しょうねんいん せいかつ しょうねんいん きそくただ  
少年院送致 ……少年院で生活します。少年院では規則正しい  
しゅうだんせいかつ なか せんせい しどう う  
集団生活の中で、先生の指導を受けてこれまで  
じぶん せいかつたいど み なお べんきょう しよくぎょう  
の自分や生活態度を見直し、勉強したり、職業  
くんれん う  
訓練を受けたりすることになります。

けんさつかんそう ち ぎゃくそう …… あなたの ねんれい たか じけん じゅうだい  
検察官送致 (逆送) ……あなたの年齢が高く、事件がとても重大な  
ば あい おとな おな かな さいばん  
場合には、大人と同じようなやり方で裁判をし  
おとな おな てづき  
たほうがよいということで、大人と同じ手続に  
もど  
戻されることがあります。

### 3 これからの手続はどうなっていますか。

しょうぶん だれ じけん しら  
処分が決まるまで、誰が、あなたや事件のことを調べていくの  
でしようか。あなたの事件が家庭裁判所に送られる前と後とで、  
わ か  
分けて書きます。

#### 〈事件が家庭裁判所に送られるまで〉

まず、けいささん (けいさつかん) やけんささん (けんさつかん) が調べます。  
この人たちは、主にあなたが事件のときにどんな行動をとった  
のかという「事件の内容」について調べます。

この間、あなたは、警察署などで過ごさなければなりません  
が、その期間は、原則として逮捕された日からその日を含めて3  
日間、その後勾留されてから10日間です。ただし、勾留延長がな  
されるとさらに10日間の勾留がなされます。

あなたの事件が家庭裁判所に送られれば、この調べは終わります。  
あなたや事件の関係者から聞き取った記録は、すべて家庭  
さいばんしよ おく  
裁判所に送られます。

#### 〈事件が家庭裁判所に送られると〉

家庭裁判所は、あなたの性格や家庭環境、なぜ事件を起こした  
かなどもっと詳しく調査する必要があると判断した場合、少年  
くわ ちようき ひつよう ほんだん ば あい しょうねん

鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>というところに入所<sup>にゅうしょ</sup>させます。鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>では、鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>の人があなたから話を聞いたり、心理テスト<sup>しんり</sup>をしたりして、あなたの性格<sup>せいかく</sup>や事件<sup>じけん</sup>に対する考え<sup>かんが</sup>、家族<sup>かぞく</sup>や学校<sup>がっこう</sup>のことを聞きます。この資料<sup>しりょう</sup>は家庭裁判所<sup>かていさいばんしょ</sup>に送られます。

あなたが、鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>で生活<sup>せいかつ</sup>しなければならない期間<sup>きかん</sup>は、4週間<sup>しゅうかん</sup>から8週間<sup>しゅうかんていど</sup>程度<sup>ちゅうど</sup>です。

もし、家庭裁判所<sup>かていさいばんしょ</sup>が鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>で調査<sup>ちゅうさ</sup>する必要<sup>ひつよう</sup>はないと判断<sup>はんだん</sup>した場合<sup>ばい</sup>、あなたは自宅<sup>じたく</sup>に帰<sup>かえ</sup>ることができます。その場合<sup>ばあい</sup>でも、数回<sup>すうかい</sup>は家庭裁判所<sup>かていさいばんしょ</sup>で調査官<sup>ちゅうさかん</sup>と面談<sup>めんだん</sup>をして調査<sup>ちゅうさ</sup>を受けます。

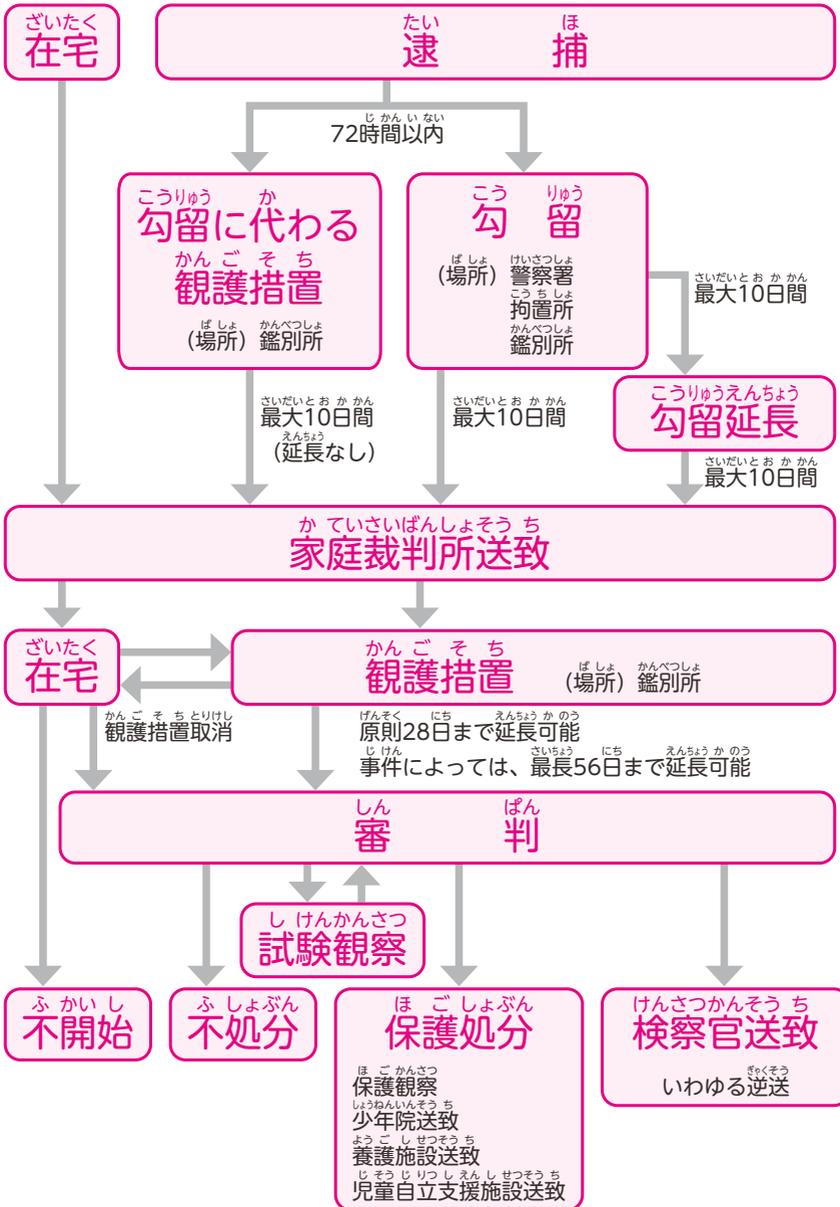
### 〈審判〉<sup>しんぱん</sup>

このような、いろいろな資料<sup>しりょう</sup>がそろると、審判<sup>しんぱん</sup>を開きます。裁判官<sup>さいばんかん</sup>はあらかじめ全部<sup>ぜんぶ</sup>の資料<sup>しりょう</sup>に目<sup>め</sup>を通<sup>とお</sup>っていますが、審判<sup>しんぱん</sup>では、あなただけでなく、あなたの両親<sup>りやうしん</sup>やお世話<sup>せわ</sup>になった人<sup>ひと</sup>に集まってもらい、みんなから、あなたのこれまでのことや、これからどうしたらよいかについて、裁判官<sup>さいばんかん</sup>が質問<sup>しつもん</sup>します。

あなたには、事件<sup>じけん</sup>のことや、あなたがもし本当<sup>ほんとう</sup>に事件<sup>じけん</sup>を起こしたのであれば、どうしてそんなことをしたのか、どうすれば繰り返さなくてすむのか、これからあなたがどうしたいのか、などについて質問<sup>しつもん</sup>されるでしょう。

なお、ほとんどの場合<sup>ばあい</sup>には、この1回<sup>かい</sup>目の審判<sup>しんぱん</sup>で裁判官<sup>さいばんかん</sup>があなたに対する処分<sup>たいしよぶん</sup>を言い渡<sup>いわた</sup>すことになります。

# 少年事件の手続の流れ



# いま、あなたが できることは

## 〈刑事さんや検事さんの取り調べについて〉

### ① 言いたくないことは、言わなくてもよい。

あなたは、取り調べを受けても、言いたく  
なければずっと黙っている権利があります。

これを黙秘権といいます。黙っていても、  
あなたが不利になることはないし、刑事さ  
んも検事さんも無理にあなたに話をさせることはできません。

もし、刑事さんや検事さんが、あなたに無理に話をさせようとした  
場合、すぐに弁護士に相談してください。



### ② 自分の言い分と違う調書は訂正を

刑事さんや検事さんは、あなたの取り調べをして、それを文章に  
して記録します。記録にするときに、最後に刑事さんや検事さんは  
全部声に出してそれを読んで、内容が間違いないときには、記録の  
一番後ろのところに、あなたの名前を書いて、指紋を押すようにい  
います。この名前を書くことと、指紋を押すことは、理由がなくて  
もいついかなるときでも拒むことができます。

あなたが、そこに名前を書いて指紋を押せ  
ば、それでそこに書いてあることは全部あな  
たがしゃべったように扱われます。

だから、もし刑事さんや検事さんが最後に  
声を出して読んだ中に、あなたが本当に言いたいことと違うことが  
含まれていたら、それをなおしてもらおうようにいってください。



訂正してもらえないときも当然、名前を書いたり、指紋を押したりすることを断ることができます。

### ③ やっていないことを絶対に認めてはいけません

これはとても大事なことです。

あなたが、やっていないことを、やったと認めてはいけません。友達や先輩、後輩をかばって、嘘をついたりしてもいけません。刑事さんや検事さんが怖いから嘘でも認めておき、後で審判のときに本当のことを言えば信じてもらえると思うと、間違いです。一度「やった」という記録ができてしまうと、それは間違いだったと、あとになって言っても、なかなか信じてもらえません。

やってもいないことを、やったと言ってしまつて、最後まで信じてもらえなかった人はたくさんいるのです。

## 〈そのほか〉

### ① 家族やお世話になっている人への連絡

電話をかけることはできませんが手紙や葉書なら出せます。便せんや切手、封筒などの買方は係の人に聞いてください。ただし、接見禁止といって、面会を制限されている場合は、手紙や葉書も出せません。

### ② あなたの弁護士を選ぶ

あなたには、弁護士を頼む権利があります。弁護士は、あなたに對する疑いが、もし間違いであれば、それを晴らすように、いろいろな注意や援助をしてくれます。

もし、疑われていることが本当だったとしても、取り調べのやり方がおかしくないかをチェックしたり、家庭裁判所での審判にむけて、これからどうすればよいかを、あなたと一緒に考えてくれます。

弁護士を頼んでもあなたに不利になることはありません。



# これから、あなたが できること



(何もしていないとき)

もし、あなたがやっていないことで、疑い<sup>うたが</sup>をかけられているのなら、これから先も、刑事<sup>けいじ</sup>さんにはもちろん、検事<sup>けんじ</sup>さん、鑑別所<sup>かんべつしょ</sup>の人、家庭裁判所<sup>かていさいばんしょ</sup>の調査官<sup>ちようさかん</sup>、そして、家庭裁判所<sup>かていさいばんしょ</sup>の裁判官<sup>さいばんかん</sup>に、やっていないということをはっきり言い続けることです。もし、いったん「やった」と言<sup>い</sup>ってしまっても、今<sup>いま</sup>からは「やっていない」とはっきり言<sup>い</sup>うことです。



(本当に事件をおこしたとき)

また、もし本<sup>ほん</sup>当<sup>とう</sup>に事<sup>じ</sup>件<sup>けん</sup>をおこしてしまったのなら、そのときのことをよく思<sup>おも</sup>い出<sup>だ</sup>して、なんでそんなことになってしまったのか、じっくり考<sup>かんが</sup>えてほしいと思<sup>おも</sup>います。

# べんごし たの かた 弁護士の頼み方

あなたは、「これからどうなっていくか不安だ。」「いろいろ相談したい。」「とにかく話だけでもできる人がほしい。」と感じているかもしれません。それなら、ぜひ弁護士を呼んでみてはどうでしょうか。

弁護士は、あなたのやったことを、しかったり、怒ったりするのが仕事ではありません。家庭裁判所の審判に向けて、これからあなたはどちらがいいか、家族はどちらがいいのかを、あなたとともに考え、またあなたと一緒に考えて考えたことを、裁判所に伝えていくのが仕事です。

弁護士を呼びたいというのであれば、警察や鑑別所の人にそういつててください。

このことは、あなただけで決めることができます。もちろん家族の人と相談してから決めてもかまいません。今日来た弁護士に頼むこともできますし、別の人をお願いすることもできます。

広島弁護士会では、少年には特に弁護士の助けが必要だと考えています。警察ですでに弁護士を呼んでいても、鑑別所で呼ばれたときには、弁護士が会いに来てくれる仕組みを作っています。安心して弁護士を呼んでください。

弁護士を頼むには、お金がかかるのではないかと心配はいりません。もしあなたにお金の余裕がなく、支払いが難しければ、国選弁護人や国選付添人を選んでくれたり、法テラスというところがかかりにお金を支払ってくれたり、お金を立替えてくれたりする仕組みがあります。

詳しくは、弁護士に聞いてみてください。

# あなたの疑問に答える

## Q & A

**Q1** 弁護士って何をしてくれる人ですか？

**A** あなたの味方になって、あなたにかけている疑いを晴らしたり、あなたがこれからどうしたらよいのかを一緒に考えてアドバイスをしてくれます。また、あなたからの相談に乗ったり、家族に連絡を取ったり、必要な物をあなたに届けたり渡してくれます。

**Q2** やったことを認めているのに、なんで弁護士を頼むのですか？

**A** やってしまったことに間違いがない場合でも、「やったことは本当だけど、私が一方的に悪いんじゃない。」「やったことは本当だけど、こんな理由があったんだ。」などあなたにも言い分がある場合には、あなたの言い分が分かってもらえるようにアドバイスします。

また、被害者に対して謝罪をしたい場合やあなたが悪いことをしたと反省をしている場合、そのことがちゃんと家庭裁判所に伝わるようにアドバイスします。

そのため、やったことを認めている場合でも、弁護士を頼む意味はあります。

Q3

べんごし たの かね  
 弁護士を頼むお金がないのですが、それでも弁護士を頼  
 めますか？

A

とうばんべんごしせいど とうばんつきそいにんせいど せいど  
 「当番弁護士制度(当番付添人制度)」という制度があるので、  
 きょうあ べんごし たい ひよう  
 今日会った弁護士に対する費用はかかりません。また、こんご  
 べんごし たの おも べんごし しはら かね えんじょ  
 弁護士に頼みたいと思ったら、弁護士に支払うお金を援助して  
 くれる制度がありますので、あなたにお金がなくとも弁護士を  
 せいど かね  
 頼むことができます。どのような手続をすればいいかは、さいしょ  
 たの で き て つぎ  
 に来た弁護士にたずねてみてください。

Q4

しょうねんかんべつしょ  
 少年鑑別所とはどういうところですか？

A

しょうねんかんべつしょ しょうねん たい ばつ あた ばしょ  
 少年鑑別所のことを、少年に対して罰を与える場所であると  
 おも かと おお  
 思っている方が多いですが、そうではありません。「審判」の  
 ひ じ げん げんいん こんご せいかつ  
 日まで、事件の原因や今後どうやって生活していくかについて  
 ちようさ ばしょ ぐたいき しんり う ほん  
 調査する場所です。具体的には、心理テストを受けたり、本を  
 よ かんそうぶん か かていさいばんしよ ちようさ かん き  
 読んで感想文を書いたりするほか、家庭裁判所の調査官が来て、  
 あなたの じげん げんいん せいかく かぞく ともたち しら  
 事件の原因や性格、家族・友達のことなどを調べます。  
 ちようさ かん けいさつかん げんさつかん ちが と しら ひと  
 調査官は、警察官や検察官と違って、あなたを取り調べる人  
 ではなく、あなたと面接するなかで、もんだい げんいん はいけい ちようさ  
 してあなたにとって最もよいと思われる解決方法を検討する人  
 もと おも かいけつほうほう げんとう ひと  
 です。

Q5

かんべつしょ しょうねんいん ちが  
 鑑別所は少年院とは違うのですか？

A

ちが しょうねんいん かていさいばんしよ しょぶん き あと しゅうよう  
 違います。少年院は家庭裁判所で処分が決まった後に收容さ  
 れる場所ですが、鑑別所はあくまで処分を決めるために必要な  
 ばしょ かんべつしょ しょぶん き ひつよう

調査ちようきをするところです。また、鑑別所かんべつしよに入ったから少年院しょうねんいんに必ずはい入るといふことでもありません。



## 広島弁護士会 広島地区会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号

☎(代 表) 082(228)0230

☎(当番弁護士) 082(222)4915

## 広島弁護士会 呉地区会

〒737-0051 呉市中央2丁目1番29号

☎(代 表) 0823(24)6755

☎(当番弁護士) 0823(24)6755

## 広島弁護士会 尾道地区会

〒722-0014 尾道市新浜1丁目12番4号

☎(代 表) 0848(22)4237

☎(当番弁護士) 0848(22)4237

## 広島弁護士会 福山地区会

〒720-0031 福山市三吉町1丁目6番1号

☎(代 表) 084(923)1798

☎(当番弁護士) 084(923)1798

## 広島弁護士会 三次地区会

〒728-0021 三次市三次町1225番地 巴ハイム1階

☎(代 表) 082(228)0230

☎(当番弁護士) 082(222)4915